

第52回臨時会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成26年11月28日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第52回臨時会会議録

議事日程

平成26年11月28日（金曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 広域行政報告

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第17号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（2）議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

（3）議案第19号 平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

第6 議員提出議案上程、提案理由の説明

第7 議員提出議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議員提出議案第1号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21人）

1番	横 垣 成 年	2番	村 川 壽 司
3番	東 健 而	4番	中 村 正 志
5番	富 岡 修 徳	6番	佐々木 隆 徳
7番	斉 藤 孝 昭	8番	菊 池 光 弘
9番	白 井 二 郎	10番	傳 法 清 孝
11番	千代谷 誠	12番	二本柳 貞 一
13番	相 内 祥 一	14番	平 井 賢 一
15番	菊 池 隆 年	16番	竹 内 修
17番	田 中 岩 男	18番	柴 崎 伸 也
19番	沖 津 正 博	20番	中 村 勉
21番	半 田 義 秋		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	代 表 者	樋 口 秀 視
副 管 理 者	金 澤 満 春	副 管 理 者	飯 田 浩 一
参 与	新 谷 加 水	代 査 表 員	阿 部 昇
会 計 管 理 者 出 納 室 長	鹿 内 徹	監 査 委 員	川 西 彰
消 防 長	奥 川 清 次 郎	事 務 局 長	笠 井 哲 哉
消 防 本 部 長	大 久 嘉 範	事 務 局 次 長	伊 藤 泰 成
理 事 長	工 藤 利 樹	総 務 課 長	杉 山 浩 一
監 査 委 員 長	竹 山 清 信	廃 棄 物 長	櫻 井 以 文
副 理 事 長	住 吉 光 雄	施 設 課 長	若 山 典 夫
大 消 防 署 長	山 本 義 隆	消 防 本 部 長	平 尾 和 大
大 消 防 署 長	木 村 勝 則	消 防 総 務 課 長	坂 本 辰 治
		む 防 署 長	
		大 消 防 署 長	
		東 消 防 署 長	

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	鍋 谷 和 範	総 務 課 補 佐	藤 林 和 彦
-----------	---------	-----------	---------

課係査
務政主
総財主

野 坂 ゆ み

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） それでは、ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第52回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（半田義秋） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

11月25日付で村川議員より議会運営委員長の辞任願が提出され、同委員会で許可されました。その後任に東健而議員が委員長に選任されたとの報告がありました。

次に、議員提出議案について提出者に変更がありましたので、変更後の議案を配付しております。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、8番・池光弘議員及び18番柴崎伸也議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 広域行政報告

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 広域行政報告を行います。

管理者の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 皆さん、おはようございます。10月7日発生の一酸化炭素中毒事故及び11月11日発生の一酸化炭素中毒事故についてご報告をさせていただきます。

まず、一酸化炭素中毒の事故原因については、現在調査中ではありますが、これまで得られた情報を総合するとガスの出口側配管に設置されているバルブに何らかの原因ですき間が生じ、配管に滞留していたガスが逆流して起きたのではないかとのことです。

次に、1号炉Rバーナー火災の事故原因については、これまでに得られた情報やアックス・グリーン・サービス株式会社の独自調査では、炉本体内の圧力と焼損したバーナー内のランス酸素管の圧力バランスが崩れたことにより起きたのではないかとのことです。

施設を管理運営するアックス・グリーン・サービス株式会社社長に対しまして嚴重注意を行うと

ともに、再発防止の徹底及びその方策の提出を指示したところであります。

いずれにいたしましても、施設の安全、安定稼働が第一でありますことから、施設設置者として指導監督に努めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番横垣成年議員。

○1 番（横垣成年） 忘れたころにぽつとこういうふうな事故がたびたび起こっているのです。これは一事が万事といいますか、こういうことが今回だけで終わらないというふうな気がいたしますものですか、この事故をきっかけに全部を点検するというか、そういう発想になっているものかどうか。やはりこれからこの炉というのは、あと8年契約ですか、それこそ故障の方向に大きくなっていくと、そういう方向が起り得る、そういうふうな炉になっておりますものですか、きちとしたメンテナンス、そういうのもしっかりしていかないと、いつ何ぞ大きな事故が起こるかわからないというふうな炉になっておりますものですか、そこら辺のメンテナンスと総点検というか、そういうのを行う考えがあるかどうかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

メンテナンス、総点検ということのご質問でございますけれども、昨年度の汚染水の漏えいの際にしましても、総点検ということで実施したわけでございますけれども、またそれに次ぐこういう不祥事ということで、非常に我々施設設置者としても厳しく指導しているのですけれども、その後においてまたこういう事故が発生したということ

で、再度管理者のほうから嚴重注意と再発防止策の徹底、それから再発防止策の提出ということを指示してございます。

組合といたしましては、毎月当該事業者とはミーティングといいますか、そういうものも実施してございますので、その機会を通じまして改めて嚴重に指導監督をしてみたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（半田義秋） 1 番横垣成年議員。

○1 番（横垣成年） やっぱりこの前総点検したというふうなことがあったとしても、このようなことが起こったということでもありますから、メンテナンスのやり方、点検のやり方、例えば第三者というか、三菱マテリアル系列の会社以外の、それこそ本当にフェアに物事を見られるような、そういうところにメンテナンスをしっかりとお願いしてやるということも検討するべきではないかなと思うのですが、そここのところの考え方もお聞きしたいと思っております。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お答えいたします。

議員各位ご承知のとおり、本炉につきましてはガス化溶融炉ということで、非常に国内でも設置事例が少ないということで、そういう意味では設計、施工したメーカーが当該運転管理を行うと、そういうことで設計、施工メーカーとの運転管理のいわば随契ということになっているのが全国的にも通例となっておりますので、設計、施工主体以外の業者さんがメンテナンスといいますか、運転管理をするということは、技術的には非常に難しいものがあるかと思っております。その辺につきましてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（半田義秋） 1 番横垣成年議員。

○1 番（横垣成年） 今ちょっと局長は運転管理というところまで踏み込んだ表現したのですが、そ

こまでお願いするというわけではなくて、点検ですよ、ただ単に。やはりこういう炉では弱い部分がここだというのをわかるような業者は全国に結構あると思うのです。そういうところを探して、そういうところにきちっと点検だけをお願いするというのであります。よろしくお願ひします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 失礼しました。点検につきまして、基本的には当該施設の炉の構造等に熟知しているということが一番求められるわけですので、その辺を勘案いたしますとやはり当該設計、施工メーカーがメンテも行うということが一番ベストだろうというふうには認識してございます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。

これで広域行政報告を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由 の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第17号から議案第19号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第17号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するための

ものであります。

次に、議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。本案は平成27年4月1日から構成団体として青森市を加入させることに伴い、組合を組織する地方公共団体数を増加し、組合同約を変更するためのものであります。

次に、議案第19号 平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は336万6,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は80億4,072万4,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり給与改定及び職員配置がえ等に伴う人件費を増減調整しております。

公債費では、平成25年度借入れの文化会館債の元金及び利子を増減調整しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金では歳出との関連において関係市町村からの負担金をそれぞれ増減調整しております。

繰越金では、非常備消防費に係る平成25年度決算剰余金を繰越金として計上し、関係市町村からの受託事業収入金について当該繰越金相当額を減額しております。

諸収入では、事業費の財源更正に伴いコミュニティー助成事業費助成金を計上し、関係市町村の負担金について助成金相当額を減額しております。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には前もって議案書が配付されておりますので、議案熟考の時間はあえて設けません。ご了承ください。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第17号

○議長（半田義秋） まず、議案第17号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長（半田義秋） 次に、議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長（半田義秋） 次に、議案第19号 平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議員提出議案上程、提案理由の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第6 議員提出議案上程、提案理由の説明についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。4番中村正志議員。

（4番 中村正志議員登壇）

○4番（中村正志） ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、提出者を代表し

て提案理由の説明を申し上げます。

去る9月25日開催の下北地域広域行政事務組合議会第101回定例会において、下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例が可決されたところであります。

本件手数料改定について諮問した下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会の答申では、一般廃棄物処理手数料についてはごみ処理原価が上昇してきたにもかかわらず、長年料金改定が行われていないところであり、甚だ遺憾である。現行手数料は、ごみ処理原価からすると明らかに安過ぎる状況にあり、このことが自己搬入を助長し、当該処理費の増大、構内トラブル等の問題を引き起こしていることは否定できない。問題の解決には、安過ぎる料金の早期是正が必要であるとしております。

現行手数料は10キログラム当たり10円、これに対しごみ処理原価は10キログラム当たり320円であり、受益者負担と税負担のバランスを著しく欠いた状態にあることは明らかであります。

さて、9月議会終了後、本件手数料改定について段階的引き上げを望む声が日増しに強くなっているところであります。

受益者負担の適正化、そして二十数年ぶりの改定とはいえ、一気の値上げは住民、事業者にとって大きな負担であり、切実な問題であります。

これら事情を勘案すると、本件手数料改定に当たっては段階的引き上げ、すなわち住民、事業所の負担増に対する激変緩和措置が必要と考えます。具体的内容は、議案のとおりであります。

議員の議決責任の重さは十分認識しております。同時に地域住民の福祉の向上を一番に考えなければなりません。それらを勘案し、議員の責任として提案するものであります。

議員の皆様におかれましては、本提出議案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説

明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（半田義秋） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には前もって議員提出議案書が配付されておりますので、議案熟考の時間はあえて設けません。ご了承ください。

◎日程第7 議員提出議案審議（質疑、討論、採決）

◇議員提出議案第1号

○議長（半田義秋） 次は、日程第7 議員提出議案審議を行います。

議員提出議案第1号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 2点ほど質問させていただきます。

まず、今回の議員提出議案ですが、6名の方から提出されているのですけれども、この6名の方はさきの101回の定例会の議案第14号に賛成した議員であります。その賛成した議員がその議案と違う議案を提出したということは、まず矛盾した行為だというふうに思います。この矛盾した議案を提案した経緯をお聞きしたいなど。一応提案理由の中には、一気の値上げは住民、事業者にとっては大きな負担であり、切実な問題であると述べてありますが、であるならばなぜ第14号にそのとき異議を申し上げたり、質問したり、反対するなりしなかったのかということでもあります。そういう意味では、第14号議案に賛成した行為をどのように考えているのかというのをまずお聞きしたいと。

2点目であります、今回は3年の経過措置ということが提案されておりますけれども、5年とか8年とか10年とかいろいろあるのですが、この3年とした経過措置はなぜなのかということです。こういう3年の経過措置をした後では、それこそ事業者とか排出者、こういう方々の意見というか、要望というのがほとんど達成されるというふうに考えていいかどうか、そのところをお聞きしたいと。

以上、2点お願いいたします。

○議長（半田義秋） 4番中村正志議員。

○4番（中村正志） ただいまの質問でございます。まず1点目に関しましては、質問者が言われたことにつきまして、提出した私どもはそのことを十分認識しております。しかしながら、現状を考えるに当たり、やはりここは議員の責任としてやるべき問題であろうということも強く認識をして、今回このような形での提案をさせていただきました。

2点目につきましては、なぜ3年か、それ以上の年月をかけてという考えもあろうかと思っておりますが、現状のごみ処理料金のことを考えると、そうそう長い間で解決していくものでもないだろうと私たちは判断をし、そこで3年が妥当であろうということで今回の提案をさせていただきました。

この提案に関しましては、私たち提案者は十分理解を得られるものであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（半田義秋） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（半田義秋） 休憩前に引き続き会議を行います。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） まず第1点目のほうであります、矛盾した議案を提出していることについてどう思うかと、そういうところに対しては議員の責任としてというふうな表現をしたのであります、まず議員の責任としてということで、ですから前回の議会では賛成をして、今回はそれと違う修正案を出したと、その賛成したということに対してしっかりと、ただ議員の責任として違う議案を出したというのであれば、これは議会制民主主義という観点から、やはり議会制民主主義というのを理解していない、無視する行為につながるのではないかなというふうには私は危惧するものですから、一気に4月から上げるという案よりは少しは前進した内容ですから、それはそれとしてよい方向だなというふうには思いますけれども、まず賛成したという行為をしっかりと精算した上で、こういう修正した議案を出すべきではないかなと。ですから、提案理由に前回賛成したけれども、いろいろ何々があつてこういうことになったと、そういう経過もしっかりと述べた上の提案理由であるべきだと思いますけれども、そのところを再度ご答弁お願いしたいと思っております。

○議長（半田義秋） 4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 提案理由の不備につきましては、もし次回こういうことがあればぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますが、それよりも前段で述べたとおり、次回こういうことがないように私たちもきちんと自覚を持って取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、今回このように提案することによって批判されることは承知の上で、それでもなおこの状況を変えるために提案しなくてはいけないという思いで提案をさせていただきましたので、そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（半田義秋） 19番沖津正博議員。

○19番（沖津正博） 質問させていただきます。

審議会の答申の中身を見ると、ごみの減量化は行政と排出者、住民、事業者が協働して進めていくことが不可欠だということをうたっています。例えば青森市では不法投棄によって多大なお金がかかっているのだというふうなこともこの答申の中の附帯決議として述べられているのです。

この中でも、特に本答申の趣旨、改定の目的や必要性等を住民に十分説明し、理解を得るなど広く住民に周知を図ることが必要だということで、いわば主役はごみを排出する市民や業者がきちんとやっぱり理解してこの見直しを進めて、取り組み全体も含めてやっていくことが必要だというふうな答申でもあるわけです。

私が聞きたいのは、その後東奥日報にも何か投書が載ったようですけれども、ごみ処理手数料が負担が重い10倍増という記事が載りました。説明会をされて、その後の議会の説明会でもいろいろ声が上がったような話も聞いております。したがって、改定の金額そのものは各自治体によって、このときに出された資料でもあるのですが、非常にまちまちなのですよね。青森市は例えば家庭系が無料、それから事業系が10キロ100円、あるいは黒石市では50キロ未満無料とか、それから1キロごとに事業系が10円とかいうふうになっています。非常に単価そのものは各ばらばらな感じがしています。

私が言いたいのは、ごみのこういう料金というのは行政と住民とが一体となった取り組みの結果において、それぞれの自治体が単価を決めているのだと、いろいろ努力されている結果に基づいて単価があるのだなというふうに認識しております。したがって、今回の改定で本当に住民の方や事業者の方々が納得できるような現状の取り組みを行ってきたのか、あるいはそれに基づいた単価になっているのかと、きちんとそこが理解されて

いるのかなというのが非常に心配するところなのです。だから、単価が上がる、下がるという問題ではなくて、ごみの減量化をどれだけみんなが共通の認識になった上で審議されて決まったのかなということなのです。

そうすると、例えばこの議会では最後の単価の決め方しか決めることができません。各自治体ごとの議会でごみの取り組みが行われるので……

○議長（半田義秋） 沖津議員、手短かに簡潔に要点を述べてください。

○19番（沖津正博） 住民の理解がどれだけ、事業者の理解がどれだけ進んだのかなということでお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 沖津議員、ただいまの質問は、今までの成り行きというか、そういうのを質問していると私は思ったけれども、これは提案者にはちょっと答弁できない問題ですので、管理者のほうでもし今までの行程をあれだったら説明してください。管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 沖津議員のご質問にお答えいたします。

ごみの下行の所管という意味では、処分のところの話でありまして、ごみの減量化という問題については各構成市町村の所管にかかわる問題でありますので、我々この議会の中で論ずるべき問題ではないというふうに認識しておりますので、お答えするという立場にはないという認識であります。

○議長（半田義秋） 4番中村正志議員。

○4番（中村正志） ごみの減量化について、沖津議員のご指摘はそのとおりだと思いますが、今回の提案は単価につきましては前議会で皆様の了承を得られて、このぐらいまで引き上げましょうということで決まりました。

今回私どもの提案は、あくまでも激変を緩和するための措置ということでありまして、単価がど

うのこうのというふうな部分での提案はさせていただいておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

○1番（横垣成年） 議員提出議案第1号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、さきの議会第101回定例会に提案された議案第14号の処理施設に自らごみを搬入するときの手数料改定について経過措置を設けるものであります。しかし、本案を提案している6名の議員は、議案第14号に賛成している議員であります。議案第14号に賛成した行為に対し、何ら説明をすることなく違う議案を提出することは、議会制民主主義の根本が問われる行為であり、納得できるものではありません。結局3年後には議案第14号と同様の約1億円弱の市民負担増となる本案に反対いたします。

○議長（半田義秋） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第1号について、ご異議がありませんので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者2人）

○議長（半田義秋） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（半田義秋） これで本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第52回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 菊 池 光 弘

下北地域広域行政事務組合議会議員 柴 崎 伸 也

下北地域広域行政事務組合議会第52回臨時会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	1 1 月 2 8 日	金	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 広域行政報告 第 4 議案一括上程、提案理由の説明 第 5 議案審議（質疑、討論、採決） 第 6 議員提出議案上程、提案理由の説明 第 7 議員提出議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第52回臨時会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第17号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第18号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について	11月28日	原案可決
議案第19号	平成26年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	11月28日	原案可決

（議員提出議案）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議員提出議案第1号	下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決